

利用料金のご案内（負担割合が2割、3割の方）

H30. 8. 1

	介護サービス費		居住費・食費		合計費用 (31日分概算)	
	上段 2割負担	下段 3割負担	居住費	食費	負担割合	総費用
			標準費用(月額)			
			2,300円	1,380円		
	A: 31日分概算		B: 31日分概算		C: 31日分概算	
要介護 1	51,367円	77,050円	71,300円	42,780円	2割負担	165,447円
					3割負担	191,130円
要介護 2	56,243円	84,364円	71,300円	42,780円	2割負担	170,323円
					3割負担	198,444円
要介護 3	61,478円	92,217円	71,300円	42,780円	2割負担	175,558円
					3割負担	206,297円
要介護 4	66,426円	99,639円	71,300円	42,780円	2割負担	180,506円
					3割負担	213,719円
要介護 5	71,302円	106,954円	71,300円	42,780円	2割負担	185,382円
					3割負担	221,034円

介護サービス費に含まれる各種加算費用 (31日分概算)

加算項目	2割負担の方	3割負担の方
栄養マネジメントケア加算	927円	1,390円
精神科医療指導加算	331円	496円
口腔機能維持管理体制加算	64円	96円
夜勤職員配置加算	3,045円	4,568円
褥瘡ケアマネジメント加算	21円	31円
サービス提供体制強化加算	397円	595円

介護職員処遇改善加算	2割負担の方	3割負担の方
要介護3	4,711円	7,067円
要介護4	5,090円	7,636円
要介護5	5,464円	8,196円

※上記表に記載の介護サービス費には各種加算も含まれています。

※加算については市へ申請の上、算定させていただいております。

※上記のご利用料金は標準的な金額です。ご本人の状態やその他の状況等によって、金額に変更が生じる場合もございます。

※加算項目の内、介護職員処遇改善加算は介護度により費用が異なります

※上記費用以外に口座からの引き落とし手数料（95円）、電気代（持ち込まれた家電）等をご負担いただきます。

利用料金のご案内（負担割合1割の方）

介護サービス費 基本単位数 + 各種加算の合計金額		居住費・食費								合計費用（31日分概算）	
		標準費用(日額)		第3段階費用(日額)		第2段階費用(日額)		第1段階費用(日額)			
		居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費		
		2,300円	1,380円	1,310円	650円	820円	390円	820円	300円		
要介護1	25,683円	71,300円	42,780円	40,610円	20,150円	25,420円	12,090円	25,420円	9,300円	標準	139,763円
										第3段階	86,443円
要介護2	28,121円									第2段階	63,193円
										第1段階	60,403円
要介護3	30,739円									標準	142,201円
		第3段階	88,881円								
要介護4	33,213円	第2段階	53,541円								
		第1段階	62,841円								
要介護5	35,651円	標準	144,819円								
		第3段階	91,499円								
		第2段階	68,249円								
		第1段階	65,459円								
		標準	147,293円								
		第3段階	93,973円								
		第2段階	70,723円								
		第1段階	67,933円								
		標準	149,731円								
		第3段階	96,411円								
		第2段階	73,161円								
		第1段階	70,371円								

<居住費・食費の減免についての説明>

標準金額の方	下記以外の方
第3段階の方	世帯全員が市町村民税非課税の方で、第2段階に該当しない方
第2段階の方	世帯全員が市町村民税非課税の方で、本人の合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）と課税年金収入と非課税年金収入の合計が80万円以下の方
第1段階の方	生活保護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方

(※1) 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者が市町村民税非課税であることも必要です。

(※2) 上記の負担限度額の適用を受けるためには、預貯金額等が単身で1,000万円以下、夫婦（別世帯に配偶者がいる場合を含む）で2,000万円以下であることも併せて必要です。

- 1、介護サービス費には各種加算も含まれています。（下記参照）
- 2、加算については市へ申請の上、算定させていただきます。
- 3、居住費や食費の減額の適用には「介護保険負担限度額認定証（区役所に申請）」の提示が必要となります。
- 4、上記のご利用料金は標準的な金額です。ご本人の状態やその他の状況等によって、金額に変更が生じる場合もございます。

加算名称	一ヶ月（31日分）概算	加算名称	介護度	一ヶ月（31日分）概算
栄養マネジメントケア加算	463円	介護職員 処遇改善加算	要介護1	1,968円
精神科医療指導加算	165円		要介護2	2,155円
口腔機能維持管理体制加算	32円		要介護3	2,355円
夜勤職員配置加算	1,522円		要介護4	2,545円
褥瘡ケアマネジメント加算	10円		要介護5	2,732円
サービス提供体制強化加算	198円			